

京都市町村職員共済組合 グループ保険制度



京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除きます。)とそこご家族(配偶者・子ども)に向けた福利厚生制度です。

グループ保険制度の特長

- 1 団体保険のスケールメリットにより掛金がお手頃です。
- 2 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)
※配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースです。
- 3 退職後(自己都合含む)も継続可能です。

期間途中での加入内容の変更・脱退は原則できません。

※退職・無給・破産による脱退を除く

新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、
内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP9～14に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。お申込みください。
※グループ保険きずなについては、P15・16、傷害充実コースについては、P17・18をご覧ください。

申込締切日

令和8年4月20日(月)

責任開始期
(加入日)

令和8年7月1日(水)

【契約者】 京都市町村職員共済組合
【事務取扱】 有限会社京都共済サービス

【ご注意】

当制度は、京都市町村職員共済組合が契約者となり運営している福利厚生制度の団体保険です。
組合員の方が、配付された関係書類(パンフレット・申込書等)をもとに、ご自身で制度内容・告知内容等を確認、ご了承のうえでお申込みいただくしくみです。

加入勧奨のため、制度推進員が所属所訪問による制度説明を実施する場合がありますが、全所属所・全組合員への訪問は出来ません。
訪問・説明を希望される場合は、事前に裏表紙に記載のお問い合わせ先または各所属所グループ保険制度担当課へご連絡をお願いいたします。
また、制度推進員等に口頭でお話しされても申込み・告知していただいたことにはなりません。あらかじめご了承ください。

グループ保険制度の概要

■ 制度一覧

	制度名称	加入要件	主な保障内容	特長	加入対象区分			配当金	生命保険料 (介護医療保険料) 控除
					組合員 本人	配偶者	子ども		
基本 制度	配当金対象 グループ保険きずな	単独加入	万一(死亡・高度障害)のときの生活維持資金	・死亡、所定の高度障害時の保障	○	○	○	※1 有	有
	配当金対象 きずなプラス	グループ保険 きずなと セット加入	万一(死亡・高度障害・障害)のときの生活維持資金	・死亡・所定の高度障害、公的障害年金1級・2級に該当したときの保障	○	○	—	※1 有	有
	配当金対象 きずな医療	グループ保険 きずなと セット加入	入院費の保障(継続して2日以上入院を保障)	・病気、ケガによる継続して2日以上入院等の保障	○	○	○	※1 有	有
	きずな医療プラス	グループ保険 きずなと セット加入	病気・ケガによる入院費・入院を伴わない手術費・放射線治療費の保障	・病気、ケガによる1日以上入院の保障 ・入院を伴わない手術や放射線治療を受けたときの保障 ・先進医療による療養を受けたときの保障(※2)	○	○	○	無	有
	きずな傷害	グループ保険 きずなと セット加入	ケガによる通院費の補償	・ケガによる通院の補償	○	○	○	無	無
充実 制度	配当金対象 就業不能充実コース	グループ保険 きずなと セット加入	就業不能状態のときの保障	・病気、ケガ、精神疾患により就業不能状態が20日を超えて継続したときの保障	○	—	—	※1 有	有
	傷害充実コース	グループ保険 きずなと セット加入	ケガによる入院費・通院費等の補償	・ケガによる死亡・後遺障害、入院、通院、手術の補償 ・賠償責任事故の補償 ・携行品損害の補償	○	○	○	無	無

※1 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています。ただし、今回は3カ月で収支計算します。(配当金のお支払い対象はグループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、就業不能充実コースのみです。その他の制度については配当金はありません。)

※2 対象となる先進医療についてはP56～57の「給付金に関するご注意」をご確認ください。

制度の主旨

グループ保険制度は、京都市町村職員共済組合の組合員(短期組合員を除く)とその家族に対し、生活安定と福祉向上を目的として、運営を行っております。

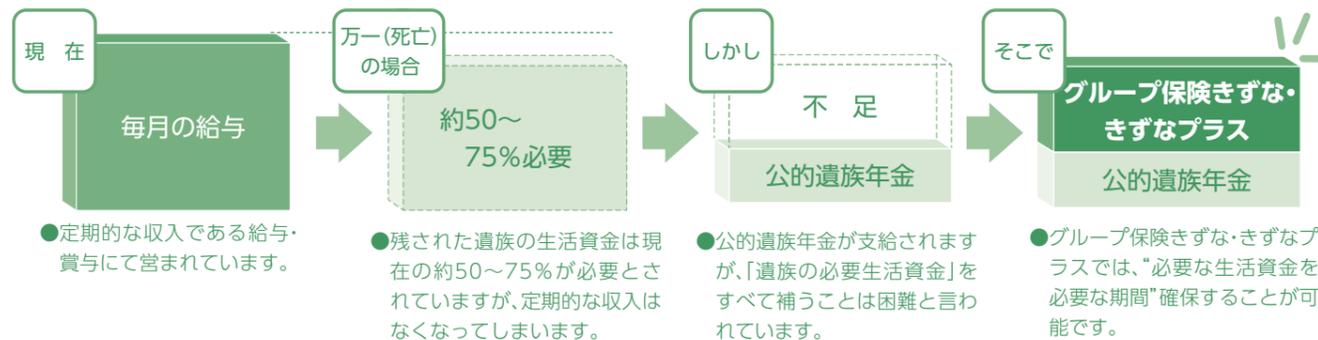
制度の位置付け

京都市町村職員共済組合の「長期給付事業」「短期給付事業」を補完する制度です。



グループ保険きずな・きずなプラスの主旨

■ 主旨



〈参考〉各年代の不足額一覧表

年齢区分	平均給与 (平均給料+概算諸手当額)	必要生活費 【平均給与の50%～75%】	公的遺族年金月額 (モデル例)	必要補完額(月額)
～25歳	約 23.7万円	約 15.4万円	約 2.8万円	約 12.6万円
26～30歳	約 29.4万円	約 19.1万円	約 3.3万円	約 15.8万円
31～35歳	約 33.2万円	約 24.9万円	約 11.3万円	約 13.6万円
36～40歳	約 38.5万円	約 28.9万円	約 14.6万円	約 14.3万円
41～45歳	約 43.4万円	約 32.6万円	約 15.0万円	約 17.6万円
46～50歳	約 46.6万円	約 34.9万円	約 16.1万円	約 18.8万円
51～55歳	約 48.5万円	約 36.4万円	約 13.2万円	約 23.2万円
56～60歳	約 46.4万円	約 25.7万円	約 13.0万円	約 12.7万円

※出典元：総務省「令和6年度地方公務員給与の実態」を基に、当社で試算しており、実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。

制度運営の仕組み

制度のしくみ

グループ保険制度は、京都市町村職員共済組合が保険会社と独自に団体契約をしている制度で、制度内容は組合員とその家族の方に最適なものを選定し採用している1年ごとに収支計算を行なう保険です。共済組合が契約しているため団体割引が適用され、お手頃な掛金となっています。

配当金のしくみ

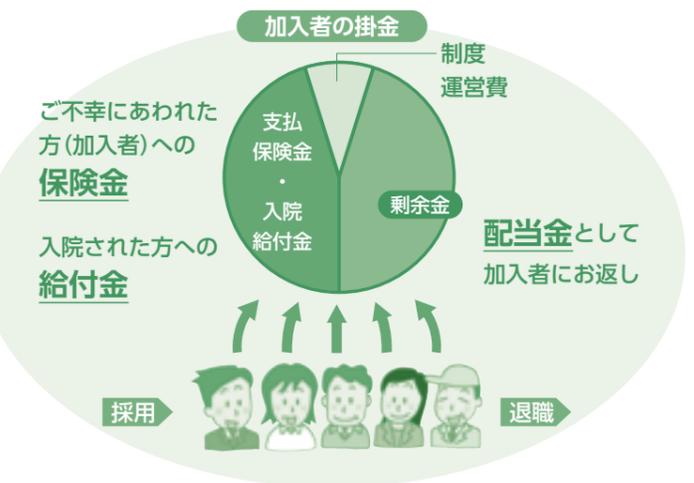
収支計算は1年ごとに行ないます。(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)加入者から納入された掛金の中から保険金や制度運営費等を支払い、その結果、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しする仕組みになっています。

なお、配当金がある制度は、グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、および就業不能充実コースです。

お支払い状況と配当率

令和6年度のお支払い状況

グループ保険きずな	4件	1億2,000万円
きずなプラス	3件	500万円
きずな医療	158件	約 612万円
就業不能充実コース	16件	205万円



令和6年度の配当率

グループ保険きずな	約	32.8%
きずなプラス	約	50.3%
きずな医療	約	38.7%
就業不能充実コース	約	5.9%

※この制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)

※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

当制度は、共済組合員の相互扶助制度です。一人でも多くの方にご加入いただくことによって、制度の安定につながります。みなさまのご加入をぜひご検討願います。

請求方法



よくある質問

Q どうして掛金がお手頃なの？

A 組合員の福利厚生のために、共済組合が契約者となっているため、団体保険のスケールメリットにより掛金がお手頃です。

Q 加入内容の変更はできるの？

A 年に一度、各職場宛てに加入内容(兼申込用紙)が届きます。単年度更新のためライフスタイルに合わせて、毎年加入内容を見直せます。

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

グループ保険きずな

子ども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども

ご加入いただける方についてはP27をご覧ください。

掲載ページ

はじめに

契約概要

注意喚起情報

P.19

契約概要・注意喚起情報(グループ保険きずな)

契約概要・注意喚起情報(傷害充実コース)



万一の備え

きずなプラス

年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
※グループ保険きずなとセットでご加入ください。		

[年齢は令和7年10月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.31

グループ保険きずな

きずなプラス

きずな医療



病気・ケガへの備え

きずな医療

短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】

- 病気やケガによる入院を保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)

京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を超え69歳6カ月までの方	満18歳以上69歳6カ月までの方	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
※グループ保険きずなとセットでご加入ください。		

[年齢は令和7年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.35

きずな医療プラス

きずな傷害

就業不能充実コース



病気・ケガへの備え

きずな医療プラス

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。

京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を超え69歳6カ月までの方	満18歳以上69歳6カ月までの方	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
※グループ保険きずなとセットでご加入ください。		

[年齢は令和7年10月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

P.37

傷害充実コース

ご注意いただきたいこと



ケガへの備え

きずな傷害

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。

京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ^{注●}	満18歳以上69歳6カ月までの方 ^{注●}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆・注●}
※グループ保険きずなとセットでご加入ください。		

[年齢は令和7年10月1日現在の満年齢です。]

P.39

注★☆●は7ページをご確認ください。



就業不能への備え

商品の名称

就業不能充実コース

特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

商品の特長

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。

ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、14歳6カ月を超え69歳6カ月までの方 ※グループ保険きずなとセットでご加入ください。	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)

[年齢は令和7年10月1日現在の満年齢です。]

掲載ページ

P.41



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

傷害充実コース

熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付傷害総合保険【損害保険】

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)で、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。
- ケガの他、日常生活におけるリスクも補償します。

ご加入いただける方についてはP47「加入資格」をご覧ください。

P.45

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.12

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(グループ保険きずな)

契約概要・注意喚起情報(傷害充実コース)

グループ保険きずな

きずなプラス

きずな医療

きずな医療プラス

きずな傷害

就業不能充実コース

傷害充実コース

ご注意いただきたいこと

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ保険きずな、傷害充実コース以外について記載しております。グループ保険きずなについては、P15・16を、傷害充実コースについては、P17・18をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します(初回は7月分より)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)



きずなプラス・きずな医療・就業不能充実コースは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[きずなプラス] [きずな医療] [きずな医療プラス] [就業不能充実コース]

明治安田生命保険相互会社

[きずな傷害]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ保険きずな、傷害充実コース以外について記載しております。グループ保険きずなについては、P15・16を、傷害充実コースについては、P17・18をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例 責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



解除・免責 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.52**

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といえます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.5をご参照ください。

【きずなプラス・きずな医療・きずな医療プラス・就業不能充実コース】
STEP1・2へお進みください。

【きずな傷害】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

きずなプラス

きずな医療
きずな医療プラス
就業不能充実コース

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

<きずなプラス・きずな医療・きずな医療プラス・就業不能充実コースの場合>

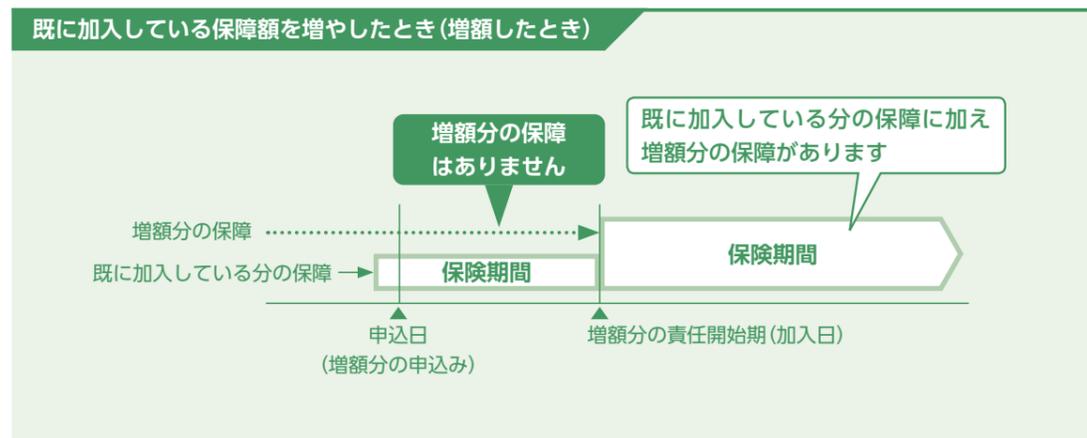
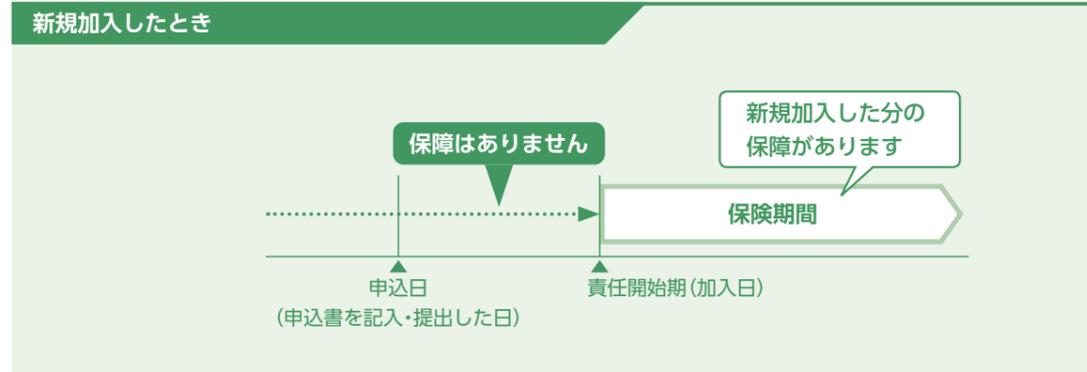
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
 受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を実責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になった(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<きずなプラス・きずな医療・きずな医療プラス・就業不能充実コースの場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
 お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.63

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 P.13

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険きずな(こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

京都市町村職員共済組合の組合員の方のために、京都市町村職員共済組合を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険 きずな	P27	P27	P19	P27

③ 配当金

グループ保険きずなは1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

グループ保険きずなは、脱退(解約)による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

関西公法人部 法人営業第二部
〒604-0845
京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552
明治安田生命京都ビル8F
TEL 075-212-4129

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

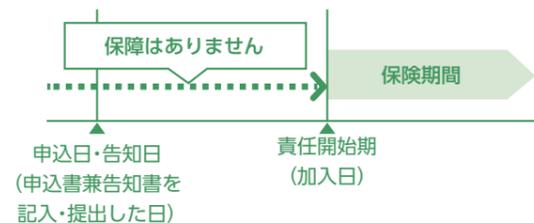
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期(加入日)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

新規加入の例

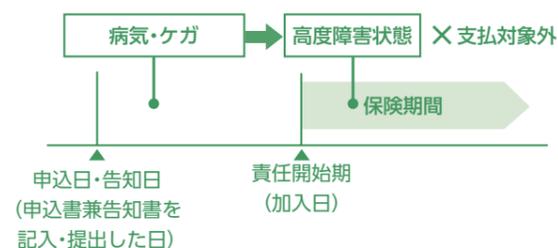


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険きずな **P28**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

⑥ ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口
明治安田生命保険相互会社
関西公法人部 法人営業第二部
ご照会窓口 075-212-4129
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

傷害充実コース(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付傷害総合保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

団体の従業員・組合員等の方を被保険者とし、京都市町村職員共済組合を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
傷害充実コース	P47	P47	P45・46	P47

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

■ 職業・職務について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、職業・職務については十分ご注意ください。

■ 死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにお申込みされた場合には、ご契約のその被保険者に対する部分が無効となります。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

■ 職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■ 被保険者による保険契約の解除請求について

傷害充実コースでは、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者

から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

※お申込みのご契約が傷害充実コースの場合は、本内容について、被保険者となるご家族全員にもお伝えください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まりです。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■ 責任開始期前に発生したケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■ 上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

傷害充実コース **P48**

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。^(注)

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく 補償項目		補償の重複が生じる他の 保険契約・特約の例
傷害総合保険	各種賠償責任 補償特約	各種賠償責任 補償特約
	携行品損害 補償特約	携行品損害 補償特約

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

■ 事故が起こった場合には、遅滞なく団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

■ 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。

事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお

支払いできないことがあります。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241(全国共通)

【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



意向確認
ご加入前
ご確認

グループ保険きずなは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)

本人				
申込 コース	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
W	6,000	30	19.0	6,840
X	5,500	30	17.4	6,270
Y	5,000	30	15.8	5,700
Z	4,500	30	14.2	5,130
A	4,000	25	14.8	4,450
B	3,500	20	15.8	3,801
C	3,000	20	13.5	3,258
D	2,500	15	14.7	2,651
E	2,000	15	11.7	2,121
F	1,500	10	12.9	1,552
G	1,000	10	8.6	1,035
H	500	5	8.4	505

- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額させていただきます。
- ・実際の加入者数により適用となる掛金は変動する可能性があります。

掛金

●掛金 (単位：円)

- 記載の掛金は正規掛金です。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

		本人							
申込 コース	性別	月払掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		15~35歳 (H2.4.2 S30.4.1) H23.4.1)	36~40歳 (S60.4.2 S60.4.1) H2.4.1)	41~45歳 (S55.4.2 S60.4.1)	46~50歳 (S50.4.2 S55.4.1)	51~55歳 (S45.4.2 S50.4.1)	56~60歳 (S40.4.2 S45.4.1)	61~65歳 (S35.4.2 S40.4.1)	66~70歳 (S30.4.2 S35.4.1)
W	男性	4,660	5,920	8,020	11,740	17,980	27,400	-	-
	女性	3,040	5,080	6,100	8,920	12,580	16,720	-	-
X	男性	4,280	5,435	7,360	10,770	16,490	25,125	-	-
	女性	2,795	4,665	5,600	8,185	11,540	15,335	-	-
Y	男性	3,900	4,950	6,700	9,800	15,000	22,850	-	-
	女性	2,550	4,250	5,100	7,450	10,500	13,950	-	-
Z	男性	3,520	4,465	6,040	8,830	13,510	20,575	-	-
	女性	2,305	3,835	4,600	6,715	9,460	12,565	-	-
A	男性	3,140	3,980	5,380	7,860	12,020	18,300	-	-
	女性	2,060	3,420	4,100	5,980	8,420	11,180	-	-
B	男性	2,760	3,495	4,720	6,890	10,530	16,025	-	-
	女性	1,815	3,005	3,600	5,245	7,380	9,795	-	-
C	男性	2,380	3,010	4,060	5,920	9,040	13,750	21,490	-
	女性	1,570	2,590	3,100	4,510	6,340	8,410	11,410	-
D	男性	2,000	2,525	3,400	4,950	7,550	11,475	17,925	-
	女性	1,325	2,175	2,600	3,775	5,300	7,025	9,525	-
E	男性	1,620	2,040	2,740	3,980	6,060	9,200	14,360	-
	女性	1,080	1,760	2,100	3,040	4,260	5,640	7,640	-
F	男性	1,240	1,555	2,080	3,010	4,570	6,925	10,795	15,985
	女性	835	1,345	1,600	2,305	3,220	4,255	5,755	7,750
G	男性	860	1,070	1,420	2,040	3,080	4,650	7,230	10,690
	女性	590	930	1,100	1,570	2,180	2,870	3,870	5,200
H	男性	480	585	760	1,070	1,590	2,375	3,665	5,395
	女性	345	515	600	835	1,140	1,485	1,985	2,650

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳 = 令和7年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 本人で61歳以上の方は死亡・高度障害保険金が3,000万円以下での加入となります。また、66歳以上の方は1,500万円以下での加入となります。
本人、配偶者で71歳以上の方は500万円までの加入となります。
- 本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額させていただきます。
- 本人の月払掛金に制度運営費(月額100円)が含まれております。

		本人									
申込 コース	性別	月払掛金(円)									
		年齢【保険年齢】(生年月日)									
		71歳 (S29.4.2 S30.4.1)	72歳 (S28.4.2 S29.4.1)	73歳 (S27.4.2 S28.4.1)	74歳 (S26.4.2 S27.4.1)	75歳 (S25.4.2 S26.4.1)	76歳 (S24.4.2 S25.4.1)	77歳 (S23.4.2 S24.4.1)	78歳 (S22.4.2 S23.4.1)	79歳 (S21.4.2 S22.4.1)	80歳 (S20.4.2 S21.4.1)
W	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
X	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Y	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Z	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
B	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
G	男性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H	男性	7,040	7,785	8,640	9,635	10,810	12,195	13,835	15,765	17,990	20,510
	女性	3,485	3,875	4,335	4,835	5,385	6,005	6,725	7,595	8,645	9,910

グループ
ア保険
きずな

配偶者	
申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)
1,000	1,000
800	800
500	500

子ども	
申込口数	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
1口	400

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。
- 配偶者・子どもの保険金受取は一時金のみです。
- 実際の加入者数により適用となる掛金は変動する可能性があります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

配偶者		月払掛金(円)							
申込金額(万円)	性別	年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18~35歳 (H2.4.2 H20.4.1)	36~40歳 (S60.4.2 H2.4.1)	41~45歳 (S55.4.2 S60.4.1)	46~50歳 (S50.4.2 S55.4.1)	51~55歳 (S45.4.2 S50.4.1)	56~60歳 (S40.4.2 S45.4.1)	61~65歳 (S35.4.2 S40.4.1)	66~70歳 (S30.4.2 S35.4.1)
		1,000	男性	760	970	1,320	1,940	2,980	4,550
	女性	490	830	1,000	1,470	2,080	2,770	3,770	5,100
800	男性	608	776	1,056	1,552	2,384	3,640	5,704	8,472
	女性	392	664	800	1,176	1,664	2,216	3,016	4,080
500	男性	380	485	660	970	1,490	2,275	3,565	5,295
	女性	245	415	500	735	1,040	1,385	1,885	2,550

子ども	
申込口数	月払掛金(円)
	1口

- 配偶者および子どもの掛金は月払のみです。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は正規掛金です。
- 本人で61歳以上の方は死亡・高度障害保険金が3,000万円以下での加入となります。また、66歳以上の方は1,500万円以下での加入となります。本人、配偶者で71歳以上の方は500万円までの加入となります。
- 本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額させていただきます。

配偶者									
月払掛金(円)									
年齢【保険年齢】(生年月日)									
71歳 (S29.4.2 S30.4.1)	72歳 (S28.4.2 S29.4.1)	73歳 (S27.4.2 S28.4.1)	74歳 (S26.4.2 S27.4.1)	75歳 (S25.4.2 S26.4.1)	76歳 (S24.4.2 S25.4.1)	77歳 (S23.4.2 S24.4.1)	78歳 (S22.4.2 S23.4.1)	79歳 (S21.4.2 S22.4.1)	80歳 (S20.4.2 S21.4.1)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6,940	7,685	8,540	9,535	10,710	12,095	13,735	15,665	17,890	20,410
3,385	3,775	4,235	4,735	5,285	5,905	6,625	7,495	8,545	9,810

グループ保険きずな

令和7年度導入 こどもみらいサポートについて

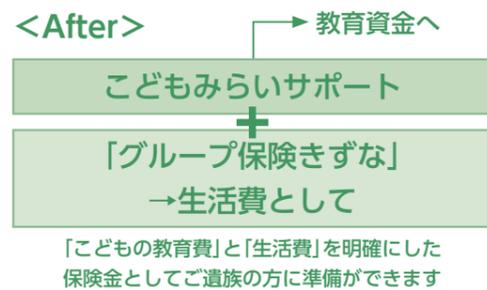
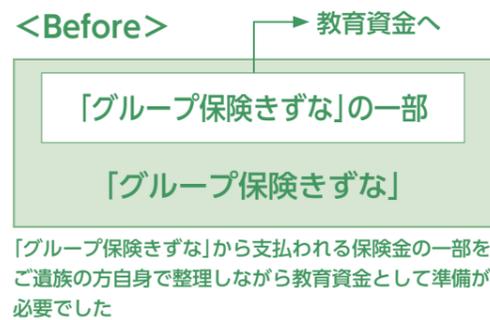
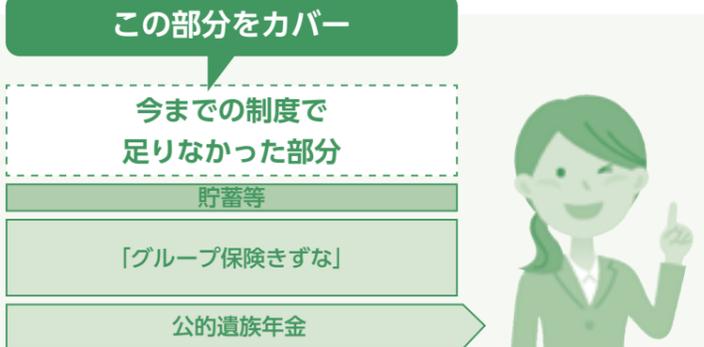
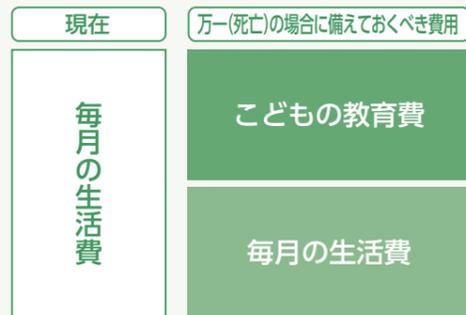
お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万が一(死亡)があった場合のお子さまの
教育費の準備ができるようになりました。

「グループ保険きずな」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「グループ保険きずな」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取りいただく「こどもみらいサポート」が付加できるようになりました。



こどもみらいサポートとは？



こどもみらいサポートは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

高度障害保険金の受取人は本人です。

制度内容

本人が死亡・高度障害のとき Sコース 年金原資500万円

こども年齢	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16~18歳	19~22歳
受取期間	20年	17年	14年	11年	8年	5年	3年
平均年額	約27.1万円	約31.5万円	約37.7万円	約47.3万円	約64.0万円	約101.0万円	約166.7万円
受取総額	約543万円	約535万円	約527万円	約520万円	約512万円	約505万円	約500万円

※実際の受取期間、受取年額はこどもみらいサポート受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

お子さま一人あたり月額掛金

(単位:円)

本人保険年齢	掛金	
	Sコース(年金原資500万円)	
	男性	女性
15 - 35歳	380	245
36 - 40歳	485	415
41 - 45歳	660	500
46 - 50歳	970	735
51 - 55歳	1,490	1,040
56 - 60歳	2,275	1,385
61 - 65歳	3,565	1,885
66 - 70歳	5,295	2,550

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=令和7年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

●記載のこどもみらいサポートの掛金は正規掛金です。

【こどもみらいサポートの取扱い】

こどもみらいサポートは本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金として受取る制度です。

こどもみらいサポートのみの加入はできません。「グループ保険きずな」本人コースとセットで加入してください。

こどもみらいサポートは「グループ保険きずな」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

●期中のこどもみらいサポートのみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。

本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。

●保険年齢66歳以上の方は新規加入できません。

設定上限人数

グループ保険きずな 年金原資	3,500万円以下	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
こどもみらいサポート 設定上限人数	5名	4名	3名	2名	1名	0名

●こどもみらいサポートの設定可能人数は最大5人までとなります。

●グループ保険きずな本人コースとこどもみらいサポートの合計保険金額(年金原資)の上限は6,000万円となります。

グループ保険きずな

お取り扱いについて

<p>加入資格</p>	<p>本人…京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)</p> <p>配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年10月1日現在満18歳以上、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)</p> <p>子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年10月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方</p> <p>【告知内容】 本人 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p>配偶者・子ども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p>本人・配偶者・子ども共通 【過去12カ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ※子どもみらいサポートご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
<p>保険期間</p>	<p>●3カ月間(令和8年7月1日～令和8年9月30日)で以後毎年1年ごとに更新します。 ●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込が条件となります。</p>
<p>掛金</p>	<p>●毎月の給与から控除します(初回は7月分より)</p>
<p>配当金</p>	<p>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします(年度途中で脱退された場合を除く)ので、実質的な負担は軽減されます。ただし、配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡によって異なります。(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)</p>
<p>継続加入の取扱い</p>	<p>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額(同コース)以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</p>
<p>申込方法</p>	<p>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。</p>
<p>保険金のお支払い</p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。 なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p>

<p>高度障害</p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p>お支払いできない場合について(解除・免責等)</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。) ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 <ol style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。) ② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 2. 高度障害保険金について <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の故意によるとき ② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
<p>保険会社からのお願い・ご注意</p>	<p><保険金のご請求について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。))にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。 ●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。 <p><改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。 ●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

グループ保険きずな

<p>年金の取り扱いについて</p>	<p>1. 年金の種類と型</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。(確定年金に限ります。) ●年金の型は、定額型または1%ないし7%の単利通増型のいずれかになります。ただし通増率は1%を最小単位といたします。 <p>2. 配当金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 <p>3. 年金受取人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 <p>4. 年金のお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 <p>5. 年金払の対象となる保険金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満または年金基金が100万円未満となる場合、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。 ●配偶者、こどもの保険金については年金の取り扱いはできません。
<p>税法上の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金(制度運営費は除く)の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。 $\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$ <p>なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。</p>

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結したこども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

〈引受会社〉明治安田生命保険相互会社

意向確認
ご加入前
ご確認

きずなプラスは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金・障害初期給付金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)

本人					
申込 コース	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき				障害年金1級、2級のとき
	年金原資 【死亡・高度障害・障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)	【障害初期給付金】 (万円)
30	3,000	30	9.5	3,420	300.0
25	2,500	25	9.2	2,781	250.0
20	2,000	20	9.0	2,172	200.0
15	1,500	15	8.8	1,590	150.0
10	1,000	10	8.6	1,035	100.0
5	500	5	8.4	505	50.0
3	300	5	5.0	303	30.0
1	100	3	2.7	100	10.0

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金月額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



ご注意

- 障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。
- 障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- 高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- 障害初期給付金が支払われた後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。

配偶者

申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
2,000	2,000	20	9.0	2,172
1,500	1,500	15	8.8	1,590
1,000	1,000	10	8.6	1,035
500	500	5	8.4	505
300	300	5	5.0	303
100	100	3	2.7	100

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷ままたは疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- 本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.52**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.53**



病気・ケガ
への備え

保険期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)

保障内容	本人	本人・配偶者・子ども	
	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額 8,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも保険金・給付金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.54**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.55**

病気による入院	胃潰瘍 十二指腸潰瘍 虫垂炎 など 	異常分娩 など 	糖尿病 高血圧 心臓病 脳出血 など
	ケガによる入院	交通事故など 	スポーツ中の 事故など

意向確認
ご加入前
ご確認

きずな医療は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

- ・記載の掛金は正規掛金です。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人	本人・配偶者	
	8,000円	5,000円	3,000円
15～19歳 (H18.4.2～H23.4.1)	1,653	1,044	638
20～24歳 (H13.4.2～H18.4.1)	2,100	1,323	805
25～29歳 (H8.4.2～H13.4.1)	2,412	1,518	922
30～34歳 (H3.4.2～H8.4.1)	2,532	1,593	967
35～39歳 (S61.4.2～H3.4.1)	2,526	1,590	966
40～44歳 (S56.4.2～S61.4.1)	2,780	1,751	1,065
45～49歳 (S51.4.2～S56.4.1)	3,188	2,009	1,223
50～54歳 (S46.4.2～S51.4.1)	4,050	2,553	1,555
55～59歳 (S41.4.2～S46.4.1)	5,199	3,282	2,004
60～64歳 (S36.4.2～S41.4.1)	7,054	4,459	2,729
65～69歳 (S31.4.2～S36.4.1)	10,121	6,404	3,926

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	5,000円	3,000円
3～22歳 (H15.4.2～R5.4.1)	1,117	679

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。



病気・ケガ
への備え

保険期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- **病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

- ・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- ・入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
- ・外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
- ・外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
- ・先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。

支援給付金

保障内容	本人・配偶者	
	5万円	2.5万円
基本保障 病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

- 給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.56**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.58**

加入取扱いに関するご注意



- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

意向確認 ご加入前 ご確認

きずな医療プラスは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

<基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

- ・記載の掛金は正規掛金です。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。
- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- ・配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	基本保障		女性	
	男性	女性	5万円	2.5万円
15～19歳 (H18.4.2～H23.4.1)	568	321	423	248
20～24歳 (H13.4.2～H18.4.1)	483	278	583	328
25～29歳 (H8.4.2～H13.4.1)	488	281	823	448
30～34歳 (H3.4.2～H8.4.1)	513	293	963	518
35～39歳 (S61.4.2～H3.4.1)	618	346	958	516
40～44歳 (S56.4.2～S61.4.1)	748	411	923	498
45～49歳 (S51.4.2～S56.4.1)	963	518	993	533
50～54歳 (S46.4.2～S51.4.1)	1,238	656	1,108	591
55～59歳 (S41.4.2～S46.4.1)	1,673	873	1,288	681
60～64歳 (S36.4.2～S41.4.1)	2,298	1,186	1,593	833
65～69歳 (S31.4.2～S36.4.1)	2,708	1,391	1,998	1,036

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども
	基本保障
	2.5万円
3～22歳 (H15.4.2～R5.4.1)	368



ケガへの備え

保険期間 令和8年7月1日(水)~令和8年9月30日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

お支払いの対象となる主な事故

● 傷害事故 ●

下記のような急激かつ偶然な外来の事故が対象となります。

 階段から落ちてケガ	 交通事故によるケガ	 野球中にケガ	 自転車で転倒してケガ
 料理中にやけど	 蜂等の毒虫に刺されてケガ	 熱中症による救急搬送	 細菌性・ウイルス性食中毒

意向確認 ご加入前のご確認

きずな傷害は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・掛金は、確定掛金です。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本人・配偶者・子ども	
		30コース	
傷害	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	月額	3,000円
	月額掛金	月額	610

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 [P.53](#)



意向確認
ご加入前
ご確認

就業不能充実コースは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 初期支援給付特約で、就業不能開始後の初期の出費にも備えることができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
(ただし、今回は3カ月で収支計算します。)

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約】

保障内容		15万円コース	10万円コース	5万円コース
基本保障	病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金月額 15万円	基準給付金月額 10万円	基準給付金月額 5万円
	所定の精神障害による就業不能状態が20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]			
基本保障	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき <初期支援給付特約> [初期支援給付金]	7.5万円	5万円	2.5万円

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。) 就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ

【例】 基準給付金月額10万円で、4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合



※不支給期間を超えて、各支払基準日まで、就業不能状態が継続している場合、就業不能給付金または特定精神障害給付金をお支払いします。

給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		就業不能給付金
特定精神障害給付金	1つの継続した就業不能状態につき18回	18回

- 給付金の受取人は次の通りです。
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.59**

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.62**

加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

<基本保障：主契約・特定精神障害給付特約・初期支援給付特約>

- ・記載の掛金は正規掛金です。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男 性			
基準給付金月額 (申込コース)	15万円 (15万円コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障	基本保障
15～20歳 (H17.4.2～H23.4.1)	1,793	1,195	598
21～25歳 (H12.4.2～H17.4.1)	1,830	1,220	610
26～30歳 (H7.4.2～H12.4.1)	1,845	1,230	615
31～35歳 (H2.4.2～H7.4.1)	2,078	1,385	693
36～40歳 (S60.4.2～H2.4.1)	2,235	1,490	745
41～45歳 (S55.4.2～S60.4.1)	2,423	1,615	808
46～50歳 (S50.4.2～S55.4.1)	2,918	1,945	973
51～55歳 (S45.4.2～S50.4.1)	3,758	2,505	1,253
56～60歳 (S40.4.2～S45.4.1)	5,408	3,605	1,803
61～65歳 (S35.4.2～S40.4.1)	7,958	5,305	2,653
66～69歳 (S31.4.2～S35.4.1)	9,953	6,635	3,318

女 性			
基準給付金月額 (申込コース)	15万円 (15万円コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障	基本保障
15～20歳 (H17.4.2～H23.4.1)	2,033	1,355	678
21～25歳 (H12.4.2～H17.4.1)	1,973	1,315	658
26～30歳 (H7.4.2～H12.4.1)	2,385	1,590	795
31～35歳 (H2.4.2～H7.4.1)	2,663	1,775	888
36～40歳 (S60.4.2～H2.4.1)	2,715	1,810	905
41～45歳 (S55.4.2～S60.4.1)	3,075	2,050	1,025
46～50歳 (S50.4.2～S55.4.1)	3,585	2,390	1,195
51～55歳 (S45.4.2～S50.4.1)	3,893	2,595	1,298
56～60歳 (S40.4.2～S45.4.1)	4,778	3,185	1,593
61～65歳 (S35.4.2～S40.4.1)	6,458	4,305	2,153
66～69歳 (S31.4.2～S35.4.1)	6,878	4,585	2,293

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

意向確認
ご加入前のご確認

傷害充実コースは、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 令和8年7月1日(水)～令和8年9月30日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。

補償内容【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

●急激かつ偶然な外来の事故によるもの

加入対象区分	コース	死亡保険金	後遺障害保険金 (程度により)	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて発生の1,000日以内の入院について)	手術保険金 (状況により)	通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて発生の1,000日以内の通院について、90日限度)	賠償責任保険金
		(万円)	(万円)	(円)	(万円)	(円)	(万円)
本人	A	850	34.0～850	日額 10,000	5.0・10.0	日額 6,500	最高 10,000
	B	740	29.6～740	日額 8,500	4.25・8.5	日額 5,500	
	C	530	21.2～530	日額 6,500	3.25・6.5	日額 4,000	
	D	350	14.0～350	日額 5,000	2.5・5.0	日額 3,000	
	E	200	8.0～200	日額 3,000	1.5・3.0	日額 1,500	
配偶者	Z	350	14.0～350	日額 4,500	2.25・4.5	日額 3,000	— (注)
子ども	1	250	10.0～250	日額 2,000	1.0・2.0	日額 1,200	— (注)



加入対象区分	コース	携行品損害保険金*
本人	AK	最高 10万円 (免責3,000円)
	BK	
	CK	
	DK	
	EK	
配偶者	ZK	
子ども	1K	

(注) 賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

- 配偶者
 - 本人またはその配偶者の同居の親族
 - 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 死亡保険金受取人は、原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口へお申し出ください。
 - 本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

携行品損害保険金
自宅外において、携行している被保険者所有の身の回り品に損害があった場合に、時価額から免責額3,000円を差し引いた金額が補償されます。(最高10万円)

- 1個1組または1対のもの：10万円限度
- 乗車券・通貨：5万円限度
- 携行品には次のものは含まれません。
有価証券(除：小切手)、預貯金証書、稿本、船舶、自動車、自転車、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物など

詳細はP47～49をご覧ください

月額掛金

加入対象区分	コース	(円)
本人	A	2,760
	B	2,360
	C	1,750
	D	1,290
	E	720
配偶者	Z	1,210
子ども	1	590

コース	(円)
AK	2,810
BK	2,410
CK	1,800
DK	1,340
EK	770
ZK	1,260
1K	640

* 携行品損害保険金の事故のご請求にあたっては、損害品の写真、修理見積書等が必要となります。損害品を廃棄されないようお願いいたします。盗難の場合は、盗難(被害)届が必要となります。

※記載の掛金は、確定掛金です。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増減・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更 など

〈税法上の取扱い〉

- 本人の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。
- 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金は非課税です。

税務の取扱いについては税制改正により変更となる場合があります。



自転車で通行人にケガをさせた

傷害充実コースの賠償責任保険は、自転車で他人にケガをさせた場合も保険金支払の対象となります！

(本人のご加入によりご家族も補償の対象となります)(注)

※仕事上の事故を除く

日本国内で発生したお支払対象になる賠償事故について、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(弁護士の選任を含みます)を行う、示談交渉サービスを受けることができます。

お取り扱いについて

加入資格	<p>本人…京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で、グループ保険きずな[®]に加入している(今回加入する場合を含みます)令和7年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方。</p> <p>配偶者…本人の配偶者で、令和7年10月1日現在満18歳以上、満69歳6カ月までの方。</p> <p>子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、令和7年10月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方。</p> <p>※本人・配偶者・子どもいずれもグループ保険きずなとセットで加入してください。傷害充実コースのみの加入はできません。</p> <p>※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。</p> <p>※本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。</p> <p>今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に本制度にご加入している方(配偶者・子どもを含みます)の、コース(保険金額)変更 既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入 <p>なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p> </div>
保険期間	3カ月間(令和8年7月1日～令和8年9月30日)で、以後毎年1年ごとに更新します。
掛金の払込	毎月の給与から控除します。(初回は7月分より)
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。(申込書はグループ保険きずなと併用です。)
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。
継続加入の取扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険 [®] またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

事故時の保険金のお支払い内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #e0f2f1;">保険金の種類</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">保険金をお支払いする場合</th> <th style="background-color: #e0f2f1;">お支払いする保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</td> <td>死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>急激かつ偶然な外来の事故による傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合</td> <td>後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%(保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度)</td> </tr> <tr> <td>入院保険金</td> <td>急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、入院した場合</td> <td>入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の入院のみ)</td> </tr> <tr> <td>手術保険金</td> <td>事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度 *急激かつ偶然な外来の事故によるもの</td> <td>入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額</td> </tr> <tr> <td>通院保険金</td> <td>急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、通院(往診を含みます。)、し、医師の治療を受けた場合</td> <td>通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院のうち90日が限度)</td> </tr> <tr> <td>賠償責任保険金(注1)</td> <td>次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故</td> <td>被害者に支払うべき損害賠償金の額(一事故について賠償責任保険金額が限度)(注2) ※国内示談交渉サービス付(注3)</td> </tr> <tr> <td>携行品損害保険金</td> <td>被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合</td> <td>損害物の時価額(注4)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度(注2))</td> </tr> </tbody> </table>	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%(保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度)	入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の入院のみ)	手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度 *急激かつ偶然な外来の事故によるもの	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額	通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、通院(往診を含みます。)、し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院のうち90日が限度)	賠償責任保険金(注1)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額(一事故について賠償責任保険金額が限度)(注2) ※国内示談交渉サービス付(注3)	携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(注4)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度(注2))
保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金																							
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 *既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額																							
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%(保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度)																							
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の入院のみ)																							
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度 *急激かつ偶然な外来の事故によるもの	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額																							
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、通院(往診を含みます。)、し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院のうち90日が限度)																							
賠償責任保険金(注1)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額(一事故について賠償責任保険金額が限度)(注2) ※国内示談交渉サービス付(注3)																							
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(注4)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度(注2))																							

保険金をいかなる場合にお支払いできるか	<p>◎全項目共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注) など <p>◎傷害事故(ケガ)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など ●以下の職業または職務に該当する方が、その職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては保険金を支払いません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p> </div> <p>◎賠償責任の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など <p>◎携行品損害の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●置き忘れまたは紛失 ●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害 ●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷 ●自殺行為・闘争行為による損害 ●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故 など <p>(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。</p>
重大事由による解除について	保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
税法上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ●後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金は非課税です。 <p>税務の取扱いについては税制改正により変更となる場合があります。</p>
保険金のご請求	事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

- (注1) 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (注2) 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (注3) 日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (注4) 事故日時時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます（死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます）。
- ご病気や徐々に悪化する症状、急に痛くなった場合でも慢性疾患や変形性疾患の症状は「傷害」に該当しません。【腱鞘炎・変形性膝関節症・狭窄症など】
- 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金のお支払いは、保険期間中（令和8年7月1日～令和8年9月30日）に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りま。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。
- 医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- ご請求いただく場合は、お客さまご自身で傷病名やその原因をご申告いただく必要があります。正確な内容をご記入いただくためにも、医療機関を受診された際は、初診時に主治医へ傷病名や原因をご確認のうえ、適切な治療をお受けいただきますようお願いいたします。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りま。
 - ①長管骨（注3）または脊柱
 - ②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）
 - ③肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りま。
 - ④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りま。
 （注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りま。）、「線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りま。）およびハローベストをいいます。
 （注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りま。
 （注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
 （注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

●死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。それ以外の保険金受取人は被保険者本人となります。

●このパンフレットでは商品の概要を説明しています。給付の内容その他詳細については、団体窓口もしくは明治安田損害保険（株）までご照会ください。

※この制度は損害保険会社と締結した傷害総合保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

【保険会社破綻時等の取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

取扱代理店 有限会社京都共済サービス TEL 075-255-8787

明治安田生命保険相互会社 TEL 075-212-4129

引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社 TEL 03-3257-3177

ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	51
保険金・給付金をお支払いできない場合について	52
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	52
きずなプラス	52
きずな傷害	53
きずな医療	54
きずな医療プラス	55
就業不能充実コース	59
その他	62

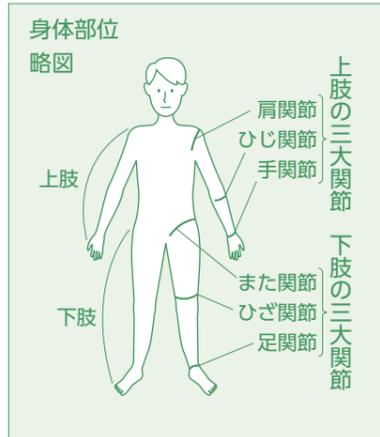
高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

きずなプラス

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。**【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】**

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

きずなプラス・きずな傷害・きずな医療・きずな医療プラス・就業不能充実コース

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
 - ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき

「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

きずなプラス

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額(死亡保険金額と同額)
障害初期給付金	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級もしくは2級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害初期給付金額(死亡保険金額の1割相当) ※更新前の保険期間を含めて1回を限度とします。

【障害保険金・障害初期給付金】(障害特約について)

- ※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。
- ※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。
- ※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。
- ※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。
 - ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
 - ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
 - ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金・障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢のすべての指を欠くもの

8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの
11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害初期給付金の対象となる障害状態とは

障害年金2級（「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。）

1. 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
2. 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
6. 平衡機能に著しい障害を有するもの
7. そしゃくの機能を欠くもの
8. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
9. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
10. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
11. 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
12. 1上肢のすべての指を欠くもの
13. 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
14. 両下肢のすべての指を欠くもの
15. 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
16. 1下肢を足関節以上で欠くもの
17. 体幹の機能に歩くことのできない程度の障害を有するもの
18. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。） ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）
高度障害保険金 障害保険金 障害初期給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

きずな傷害

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 * 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
- ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- ・ご病氣や徐々に悪化する症状、急に痛くなった場合でも慢性疾患や変形性疾患の症状は「傷害」に該当しません。【腱鞘炎・変形性膝関節症・狭窄症など】

- ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害を原因とする場合に限りま。
- 通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。
- 医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- ご請求いただく場合は、お客さまご自身で傷病名やその原因をご申告いただく必要があります。正確な内容をご記入いただくためにも、医療機関を受診された際は、初診時に主治医へ傷病名や原因をご確認のうえ、適切な治療をお受けいただけますようお願いいたします。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限りま。
- ①長管骨（注3）または脊柱
- ②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）
- ③肋（ろっ）骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りま。
- ④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りま。
- （注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、P T Bキャスト、P T Bブレース（下腿（たい）骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りま。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りま。）およびハローベストをいいます。
- （注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りま。
- （注3）上肢の上腕骨、橈（とう）骨および尺骨ならびに下肢の大腿（たい）骨、脛（けい）骨および腓（ひ）骨をいいます。
- （注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合(注) ●頸（けい）部症候群（いわゆる「おちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山（ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

きずな医療

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
死亡保険金	●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

きずな医療プラス

■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りです。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。

就業不能充実コース

■給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<p><第1回> 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p><第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで、に到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき</p>	<p>基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回</p>
特定精神障害給付金	<p><第1回> 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p><第2回以降> 被保険者の保険期間満了時まで、に到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき</p>	<p>基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回</p>
初期支援給付金	<p>傷害または発病した疾病により、保険期間満了時まで、に第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態に該当したとき</p> <p>特定精神障害により、保険期間満了時まで、に第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態に該当したとき</p>	<p>基準給付金月額の2分の1をお支払いします。</p>

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

【就業不能給付金について】

●「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

●「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についての加入日以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についての加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についての保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること

●「支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回支払基準日
第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回就業不能給付金が支払われる場合に限り、)。
- ②第2回以降の支払基準日
第1回支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。.)による治療(柔道整復師による施術を含みます。.)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

【特定精神障害給付金について】

●「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
心理的発達障害	F80-F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

●「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についてのこの特約の加入日以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についてのこの特約の加入日以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること

●「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回特定支払基準日
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)。
- ②第2回以降の特定支払基準日
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

【初期支援給付金について】

●初期支援給付金を以下の場合にお支払いします。

- ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、に次のすべてを満たす所定の就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日以後の所定の就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする所定の就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで開始した所定の就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態であること
- ・この特約の被保険者が、その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで、に次のすべてを満たす特定就業不能状態に該当したとき
 - ①その被保険者のこの特約の加入日以後の特定就業不能状態であること
 - ②その被保険者のこの特約の加入日以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする特定就業不能状態であること
 - ③その被保険者のこの特約の保険期間満了時まで開始した特定就業不能状態であること
 - ④その被保険者について第1回特定精神障害給付金が支払われる特定就業不能状態であること

＜給付金のお支払いに関するご注意＞

●被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。.)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。.)に再び該当した場合で、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)

- ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたとき
- ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時まで、に後発就業不能状態に該当したとき
- ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき

※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。

●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。

●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。

●就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。

●保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

- ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
- ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
- ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害(注1) ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存(注2) ⑨その被保険者の妊娠、出産(注3) ⑩類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
特定精神障害給付金 (注4)	①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
初期支援給付金	第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金をお支払いできない場合

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(*1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F10～F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60～F69
知的障害<精神遅滞>	F70～F79
心理的発達の障害	F80～F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98
詳細不明の精神障害	F99

(*1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(*2)薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

その他

被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

きずな医療プラス・就業不能充実コース

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
- お支払いした給付金は、指定代理請求者にはなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせず、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
 - * 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
 - * 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

きずな傷害

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

きずなプラス・きずな医療・きずな医療プラス・就業不能充実コース

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

きずな傷害

事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

約款規定について

きずな傷害

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

きずな傷害

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

きずなプラス・きずな医療・きずな医療プラス・就業不能充実コース

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

きずな傷害

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400(フリーダイヤル(無料))
受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
03-4332-5241(全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

きずな医療・きずな医療プラス

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

きずな傷害

有限会社京都共済サービス	電話番号：075-255-8787
明治安田生命保険相互会社	電話番号：075-212-4129

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ご注意：今回のご案内は、新規ご加入のご案内です。それぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース(保険金額)変更およびご家族の追加加入のお取り扱いはできませんので、ご注意願います。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

有限会社京都共済サービス
075-255-8787

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町2 2 9 - 2

第7長谷ビル9階

受付期間 平日(土・日・祝日を除く)

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00

明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第二部
075-212-4129

〒604-0845 京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町5 5 2

明治安田生命京都ビル8階

受付期間 平日(土・日・祝日を除く)

受付時間 9:00~17:00